

第三者提供、黙示による包括的な同意

1. 第三者提供の制限

原則として、第三者に情報提供する場合は、あらかじめご本人の同意を得たうえで行います。

2. 第三者提供制限の例外

法第 27 条 1 項に該当する場合は、あらかじめご本人の同意を得ないで情報提供が行えることになっております。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 黙示による包括的な同意

加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては個人情報保護委員会のガイダンスによって包括的な同意でよいこととなっております。

以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、皆様のご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

- (1) 現金給付（傷病手当金、出産育児一時金など）の申請・請求を事業主経由で提出すること
- (2) 保健事業（各種補助制度、貸付金、健康診断など）における申請・届出を事業主経由で提出すること。また、保健事業における健康診断の結果を検診代行機関経由で提出すること。
- (3) 医療費のお知らせ・給付金支給決定通知書（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）、給付金・補助金支給決定通知書（対象者名、支給対象月、給付額、補助額等の支給決定通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
- (4) 資格情報のお知らせを世帯単位でまとめて行うこと。

※なお、(3) 医療費のお知らせ・給付金支給決定通知書、給付金・補助金支給決定通知書、(4) 資格情報のお知らせにつきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましては、当組合の個人情報窓口まで申し出ください。

富士ソフト健康保険組合

〒247-0072 神奈川県鎌倉岡本 2-13-8

個人情報保護管理担当

お問い合わせはこちら <https://www.fsikenpo.or.jp/contact.html>